

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨等

水質汚濁は地域により実情が異なるため、法による一律的な規制及び上乗せ排水基準だけでは、その防止の目的を達成できないことがある。このため、県では固有条例として神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）により、事業所の排水、排煙、粉じん、騒音等の公害の防止するための総合許可制や、環境汚染を確認した場合の汚染拡大防止の指導等を規定している。

排水の基準に係る測定方法は条例施行規則別表 9 及び別表第 10 に、環境汚染の基準に係る測定方法は条例施行規則別表第 17 に定めているところ、引用している日本産業規格 JIS K 0102(工場排水試験方法)は、JIS K 0101(工業用水試験方法)と統合し、JIS K 0102(-1, -2, -3, -4, -5)工業用水・工場排水試験方法として、新たに 5 部編成の規格群として令和 6 年 10 月 21 日に分冊化が行われた。

これに伴い、規格番号等の変更が行われたことにより、JIS K 0102 を引用する条例施行規則について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

条例施行規則別表第 9、第 10 及び第 17 の JIS K 0102 を引用している箇所（別表第 9 備考 12 におけるニッケル及びその化合物の測定方法、別表第 10 備考 8 における外観及び臭気の測定方法、別表第 17 の 1 (2)におけるモリブデン及び全マンガンの測定方法）について、変更後の規格番号に改正する。

なお、国においても、JIS K 0102 を引用する「排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号）等の改正が予定されており、令和 7 年 4 月 1 日に施行される見込みであるため、本件の改正についても令和 7 年 4 月 1 日施行とする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日